

平成26年8月22日

各位

名古屋市昭和区鶴舞二丁目17番17号 ジャパンベストレスキューシステム株式会社 代表者名 代表取締役 榊原 暢宏 (コード番号: 2453 東証・名証 第一部) 問合せ先 取締役管理部長 鈴木 良夫 電話番号: 052-883-0850

東京証券取引所及び名古屋証券取引所への「改善報告書」の提出に関するお知らせ

当社は、平成26年8月8日に公表しました「東京証券取引所による「公表措置」の実施及び「改善報告書」の提出請求並びに名古屋証券取引所による「改善報告書」の提出請求について」に記載のとおり、過年度の決算短信等を訂正した件につきまして、平成26年8月8日付で、株式会社東京証券取引所より、有価証券上場規程第502条第1項第1号に基づき、また、株式会社名古屋証券取引所より、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第48条第1項第1号の規定に基づき、その経緯及び改善措置を記載した「改善報告書」の提出を求められておりましたが、本日別添のとおり提出いたしましたのでお知らせいたします。

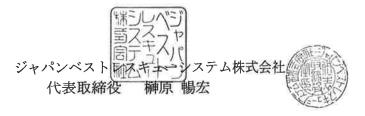
別添書類:改善報告書

以上

改善報告書

平成 26 年 8 月 22 日

株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 清田 瞭 殿



このたびの当社の不適正な会計処理に関する過年度決算短信及び過年度有価証券報告書等 (以下、「過年度決算短信等」といいます。)の訂正の件について、有価証券上場規程第 502 条第3項の規定に基づき、その経緯及び改善措置を記載した改善報告書をここに提出いたし ます。

目 次	_3	>番号
	_ ;	4
I. 経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	4
1. 当社過年度決算訂正の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	4
2. 過年度決算短信等を訂正するに至った経緯・原因・・・・・・・・・・・	•	4
(1) 不適正な会計処理が発覚した経緯及び第三者委員会の設置・・・・・・・	٠	4
(2) 不適正開示の原因となった行為の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	6
(3) 不適正開示の原因となった行為への全関係者の関与状況・・・・・・・・	•	11
(4) 原因となった行為にかかる認識、目的、動機等・・・・・・・・・・	•	12
Ⅱ. 改善措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	14
1. 不適正開示の発生原因の分析・・・・・・・・・・・・・・・・		14
(1) 子会社に対する管理体制の不十分性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	14
(2) 不適正な売上計上の発生原因及びその発見を遅らせた諸要因・・・・・・	•	15
(3) 新規事業に対する事前調査及び着手後のリスクコントロール制度の不備・・	•	16
(4) バイノス代表取締役G氏への過度の依存・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	٠	16
(5) 過剰な接待に依存する営業手法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	17
(6)内部監査体制の不十分性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	17
(7) 当社グループにおけるコンプライアンス意識の不足・・・・・・・・・・		17
(8) 当社取締役会及びバイノスの取締役、取締役会における機能不全・・・・		18
2. 再発防止に向けた改善措置 (実施済みのものを含む)・・・・・・・・・・		· 18
(1)子会社の管理体制の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		18
(1) 1 名 日 3 日 2 日 2 日 3 日 3 日 4 日 5 日 5 日 5 日 5 日 5 日 5 日 5 日 5 日 5		21
(3) 新規事業に対する事前調査及び着手後のリスクコントロール制度の整備・・		21

(4)過剰な接待に依存する営業手法の禁止・・・・・・・・・・・・・・ 22
(5)監査役会室の設置及び内部監査室の拡充・・・・・・・・・・・・・・・ 22
(6) コンプライアンス意識の徹底・・・・・・・・・・・・・ 23
(7)当社取締役会の活性化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
3. 改善措置の実施スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
Ⅲ. 不適正な情報開示等が投資家及び証券市場に与えた影響についての認識・・・・・ 24
(別紙1)訂正による過年度業績への影響・・・・・・・・・・・・・・・ 25
(別紙2)バイノス改正フローチャート(売上計上に関する部分)・・・・・・・27
(別紙3)改善措置の実施スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
(別紙4) 当社組織図(平成 26 年 8 月 22 日現在)・・・・・・・・・・・ 29

略 称

本報告書では、平成 26 年 6 月 3 日付「第三者委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」にて開示いたしました平成 26 年 6 月 2 日付の第三者委員会の調査結果及び平成 26 年 7 月 28 日付「第三者委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」にて開示いたしました平成 26 年 7 月 25 日付の第三者委員会の調査結果に基づき、文中で定義するもののほか、以下の略称を用います。

法人名

当社:ジャパンベストレスキューシステム株式会社

バイノス:株式会社バイノス JBR-L: JBR Leasing 株式会社

NDG:日本電源技術社株式会社

X社:株式会社X Y社:Y株式会社

会計監査人 TM: 有限責任監査法人トーマツ

人名

A氏:当社代表取締役兼バイノス代表取締役(当時取締役)兼 NDG 取締役 A氏

B氏: 当社取締役管理部長兼バイノス取締役B氏

C氏: 当社取締役加盟店サポート部長兼バイノス取締役C氏

D氏: 当社管理部経理グループ・シニアマネージャー兼バイノス取締役D氏

E氏: 当社管理部法務グループ・マネージャー兼バイノス取締役E氏

F氏: 当社監査役兼バイノス監査役F氏

G氏:バイノス取締役(当時代表取締役) G氏

H氏:バイノス元管理担当取締役H氏

I氏: 当社管理部経理グループ兼バイノス管理部 I氏

I. 経緯

1. 当社過年度決算訂正の内容

当社は、平成 26 年 6 月 3 日付「第三者委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」にて開示いたしました平成 26 年 6 月 2 日付の第三者委員会の調査結果に基づき、平成 26 年 6 月 16 日に過年度決算短信等の訂正を実施いたしました(過年度有価証券報告書等については、平成 26 年 6 月 13 日付で訂正いたしました。)。訂正による過年度業績への影響については、別紙 1 のとおりであり、その具体的な会計処理については、後記「2. 過年度決算短信等を訂正するに至った経緯・原因(2)不適正開示の原因となった行為の概要②過年度決算訂正に伴う影響について」をご参照ください。

2. 過年度決算短信等を訂正するに至った経緯・原因

- (1) 不適正な会計処理が発覚した経緯及び第三者委員会の設置
 - ① 第一次第三者委員会の設置

平成 26 年 3 月 26 日、当社の会計監査人 TM のもとに、当社の連結子会社である バイノスと、同じく当社の連結子会社である JBR-L との間の車両賃貸借契約における賃貸料が法外であり、そのことがバイノスの赤字の原因であること等を指摘する 内部告発文書が届きました。かかる告発を受けた会計監査人 TM より、当社代表取締役及び監査役会に対して、平成 26 年 3 月 28 日、当該告発内容につき速やかに事実関係を調査するよう文書にて申し入れがあり、当社は平成 26 年 4 月 1 日に取締役管理部長を委員長とする内部調査委員会を設置した後、内部調査を実施し、平成 26 年 4 月 17 日付の調査報告書を会計監査人 TM に提出いたしました。

会計監査人 TM は、当該内部調査の報告を受ける中で、バイノスの売上計上が不適正である可能性があるとの懸念を抱き、当社に対し、第三者委員会(当社グループ等から独立した委員のみをもって構成される委員会)を設置して調査すべきことを勧告しました。これを受け、当社は、平成 26 年 5 月 2 日付「第三者委員会の設置及び平成 26 年 9 月期第 2 四半期決算短信の発表日の変更に関するお知らせ」で開示いたしましたとおり、バイノスの売上計上及びバイノスと JBR-L との賃貸借契約等の事実関係の調査、認定、評価並びにそれらに基づく提言等を受けることを目的として、利害関係を有しない中立・公正な外部の専門家から構成される第三者委員会(以下、「第一次第三者委員会」といいます。)を設置いたしました。

第一次第三者委員会の調査目的及び構成は以下のとおりです。

<調査目的>

- ア バイノスの売上計上等に関する事実関係及び問題点の調査分析
- イ バイノスがとるべき会計処理についての検討
- ウ バイノスと JBR-L との間の賃貸借契約に関する内部調査委員会の報告書の検証
- エ 賃貸料、売上計上等に問題が存在する場合は、その再発防止策の提言

<委員会の構成>

委員長:土岐 敦司 (成和明哲法律事務所 弁護士) 委員 :尾崎 行正 (尾崎法律事務所 弁護士) 委員 :渡邊 芳樹 (優成監査法人 公認会計士)

第一次第三者委員会から平成 26 年 6 月 2 日付の調査報告書(平成 26 年 6 月 3 日付で受領・開示いたしました。)が提出され、JBR-L からバイノスに対する車両の賃貸料が法外でありバイノスの赤字の原因となっているという内部告発には妥当性がないものの、バイノスの除染事業に係る売上計上の会計処理において、G氏とD氏の関与によって除染作業の月次出来高と合致しない先行売上等の不適正な会計処理が行われていた事実が発覚いたしました。

当社は、直ちにバイノスの会計処理を訂正し、平成26年6月16日に当社の過年度決算短信等の訂正を開示いたしました(過年度有価証券報告書等については、平成26年6月13日付で開示いたしました。)。

② 第二次第三者委員会の設置

当社は、第一次第三者委員会より受領した調査報告書を会計監査人 TM へ提出しましたが、会計監査人 TM より、調査報告書を確認したものの、平成 26 年 6 月 9 日付で、第一次第三者委員会が実施したバイノスの不適正な売上計上の関与者の認定に関する電子メール調査の範囲及び方法について、その十分性に懸念があるため、追加調査の必要性を認識している旨書面(以下、「平成 26 年 6 月 9 日付書面」といいます。)で申し入れを受けました。加えて当社は、会計監査人 TM より、平成 26 年 6 月 9 日付書面において、平成 26 年 2 月 28 日に当社が NDG に対して行った 29,000 千円の出資及び 121,000 千円の貸付(以下、総称して「本件投融資」といいます。)に関して、これは NDG が債務超過であるにもかかわらず行われた投融資であり、入手した譲渡担保の状況等からその回収可能性に疑義があると認められるとして、当社の投資判断の法的側面を含む合理性並びに NDG での資金の調達及び使途等に関して第三者の評価を受けるべきとの申し入れを受けました。

当社は、かかる申し入れを受け入れ、これらの疑義について解明するためにも専門的かつ客観的な見地からの調査が必要であると判断し、平成 26 年 6 月 14 日付「第三者委員会の再設置に関するお知らせ」で開示いたしましたとおり、追加調査等を行うための第三者委員会(以下、「第二次第三者委員会」といいます。)を設置しました。

第二次第三者委員会の調査目的及び構成は以下のとおりです。

<調査目的>

ア バイノス案件について、A氏、B氏、C氏又はE氏がバイノスの不適正な売上計上を認識し又はこれに関与したか否か

- イ NDG 案件について、当社各取締役が本件投融資を実行すると決定した判断が 取締役としての善管注意義務違反にあたるか
- ウ NDG 案件について、NDG の資金の調達及び使途について不適正な点がみられないか
- エ アの調査の結果、認識若しくは関与した事実が確認された場合、又はイ・ウ の調査の結果、判明した事実が不適切と判断される場合には、その原因の究 明を行ったうえでの再発防止策の提言

<委員会の構成>

委員長:玄 君先 (弁護士法人港国際法律事務所 弁護士)

委員 : 飛田 博 (ウイズダム法律事務所 弁護士) 委員 : 安田 幸一 (みかさ監査法人 公認会計士)

第二次第三者委員会の調査結果は平成26年7月28日に開示いたしました第二次第三者委員会の調査報告書のとおりであり、NDGへの本件投融資の実行については、当社取締役が本件投融資を実行すると判断したことが取締役としての善管注意義務違反に当たるとは認められず、NDGの資金の調達及び使途についても不適切な点は認められませんでしたが、バイノスの不適正な会計処理については、C氏においても事実を認識していたと言わざるを得ないものと認められました。

③ 不適正な会計処理の発覚

以上のとおり、会計監査人 TM のもとに届いた内部告発文書を契機として設置された第一次第三者委員会及び第二次第三者委員会による一連の調査によって、バイノスの除染事業に係る売上計上の会計処理において、G氏とD氏の関与によって除染作業の月次出来高と合致しない先行売上等の不適正な会計処理が行われていた事実が発覚し、また、C氏においてもかかる不適正な売上計上の事実を認識していたと言わざるを得ないものと認められました。

(2) 不適正開示の原因となった行為の概要

① 不適正な会計処理の概要

ア バイノスの概要

バイノスは、宅地及び道路を対象に除染作業等を行う会社であり、X社(平成24年10月から)及びY社(平成25年12月から)の下請業者として、F県D市、K市、T市内の各工区において除染業務を行っております。

バイノスは、平成 25 年1月及び2月に当社に対して合計 410 百万円の第三者 割当増資を行ったこと等により当社の子会社となりました(当時の出資比率は 58.6%)。

当社がバイノスに出資した当時、バイノスの常勤の役職員は3名しかいなかったため、同社の管理業務等を補助すべく、当社は、D氏を始め、複数の当社の役職員をバイノスに派遣、出向ないしは兼務させ、同社の経営に関与させたほか管

理系業務に従事させました。

また、当社は、バイノスが連結子会社として金融商品取引法に基づく内部統制報告制度(以下、「J-SOX 監査」といいます。)の対象となることから、バイノスの内部管理体制を構築するために、バイノスとの間で、経理・資金管理関連業務や事務所運営に関する業務等の業務管理について業務委託契約を締結しました。なお、バイノスは、J-SOX 監査の対応のため、会計監査人 TM との間でも、平成25年5月22日付で業務委託契約を締結しています。

イ バイノスの売上計上の方法

i 除染事業の売上計上に係る業務フロー

バイノスは、発注者から個々の工区毎に除染作業を受注し、それぞれの工区において受注した除染作業を行った場合、月次の除染作業の内容について、毎月末日締めで測量をして集計し、a)集計結果に基づき作成した「出来高明細書」及び「検収書」(「出来高明細書」のみ、又は「検収書」のみの場合もあります。)を、翌月10日頃までに発注者の現場工事事務所へ提出して「検収書」の捺印欄(「出来高明細書」の場合もあります。)に現場工事事務所の所長等から個人印の捺印を受けていました。その後、b)発注者の確認結果に基づき、バイノスの役員が発注者の現場工事事務所において「請求書」を手書きで作成・提出し、その控え及び「入着高・出来高調査表」を発注者から受領していました(なお、一部の現場では「入着高・出来高調査表」を受領していませんでした。)。

ii 売上計上の方法

バイノスは、当社の子会社となる前までは上記 b)「請求書」又は「入着高・出来高調査表」に記載の金額を売上計上していましたが、当社の子会社となった後は、上記 a)「出来高明細書」又は「検収書」(以下、「出来高明細書」及び「検収書」を総称して「検収書等」といいます。)に記載の金額を売上計上するようになりました。

ウ 不適正な売上計上

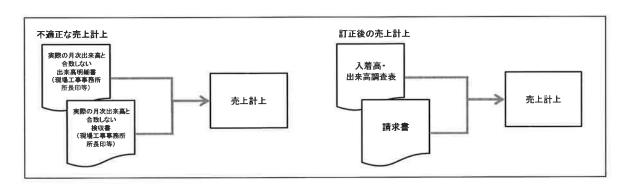
調査の結果、a)「検収書等」の金額と、b)「請求書」又は「入着高・出来高調査表」の金額とが一致していないものが多数あることが判明したため、第一次第三者委員会において発注者に対して残高確認を行ったところ、発注者の確認した出来高金額は「検収書等」に記載された金額ではなく、「請求書」又は「入着高・出来高調査表」に記載された金額であったことから、バイノスは「請求書」又は「入着高・出来高調査表」に記載の金額に基づき月次の売上高として計上すべきであり、「検収書等」に記載の金額に基づき売上計上していたバイノスの会計処理は不適正なものであることが判明いたしました。

上記の不適正な売上計上は、バイノス代表取締役社長であったG氏と、当社管

理部のシニアマネージャーであり、バイノスの取締役であるD氏とが意を通じ、両名が中心となって作成した売上計画を達成させるため、実際の月次出来高とは合致していないことを認識しながら、売上計画に近い「検収書等」を作成した上で、G氏が、過剰な接待等を通じて親密な関係のあった発注者の各現場工事事務所の所長に対し、社内資料上必要なもので発注者に迷惑はかけない旨依頼して「検収書等」に捺印を受け、当該「検収書等」に記載の金額のとおりに発注者から検収を受けたものとして、「検収書等」に記載の金額を売上計上していたことによるものです。

このような不適正な売上計上は、X社との取引に関しては、平成 25 年 3 月から、Y社との取引に関しては、最初の取引に係る注文書の発行日より前の同年 10 月から、それぞれ行われていることが判明しました。

当初は注文書の工期及び金額の範囲内で売上を先行計上していただけでしたが、受注を見込んでいた工事を失注したことなどもあり、平成 26 年 9 月期第 1 四半期 (平成 25 年 12 月期) には、下記の図のような形で注文書受領月すなわち工事着工前に注文金額の大半又は全額を売上計上したり、注文書発行日より前に注文金額全額を売上計上したりするようになっていました。また、追加注文を見込んで売上を先行計上したものの、発注者から注文書をもらえなかったため、注文金額を超過した入金見込のない売上が 42 百万円 (税込) 計上されていました。



バイノス及び当社グループ連結決算における不適正な売上計上金額は以下のと おりです。

(単位:千円、税抜)

	バイ	'ノス売上計_	上額	請求書	差額		
	除染事業	その他	合計	除染事業	その他	合計	左似
平成 25 年 9 月期 第 3 四半期	980, 992	1, 123	982, 115	504, 094	1, 131	505, 225	△476, 899
平成 25 年 9 月期 (年度)	1, 806, 975	2, 284	1, 809, 259	1, 539, 118	2, 292	1, 541, 410	△267, 848
平成 26 年 9 月期 第 1 四半期	661, 720	892	662, 612	248, 438	883	249, 321	△413, 290

バイノスは平成 25 年4月から当社の連結子会社となったことから、当社に対する会計監査にあたり、会計監査人 TM がバイノスのX社に対する売掛金残高につき、残高確認を行うようになりましたが、会計監査人 TM が現場工事事務所のほか、X社の東北支店等に残高確認を行おうとしたところ、D氏が、X社の現場工事事務所でないと残高を把握していないと説明したため、会計監査人 TM はX社の東北支店等に対して残高確認を行わず、以後の残高確認も現場工事事務所の所長に対してのみ行うようになりました。

また、平成 25 年 9 月期の期末監査にあたり、会計監査人 TM が X 社現場工事事務所所長に残高確認を行った際は、D氏が回答記入例を作成した上、G氏を通じて X 社現場工事事務所所長に提示し、記入例どおりの確認額が記載された残高確認書に署名・捺印を得ておりました。このようにD氏は本件売上計上の会計監査人 TM への発覚を防ぐための措置を講じておりました。

さらに、D氏が、内部監査室に対し、X社の測量が間に合わず「入着高・出来高明細表」と「検収書」との金額が合致しなくなったため、売上計上ルールを実態に合わせるべく、「〇月度出来高明細」と「検収書」に基づいて売上をあげるよう変更したい旨虚偽の説明を行ったことにより、平成26年2月26日、当初のRCMが意図的に変更されました。

不適正な売上計上の発覚を免れるため、D氏及びG氏により、上記のような措置が取られたために本件の発覚が遅れてしまったものです。

② 過年度決算訂正に伴う影響について

当社は、第一次第三者委員会の各指摘事項を踏まえ、平成 25 年9月期第2四半期から平成 26 年9月期第1四半期決算において不適正な会計処理がなされていたと明確に認識し、別紙1に記載のとおり、決算の訂正を行いました。

当該訂正にかかる具体的な会計処理は以下のとおりです。

ア バイノス売上計上額の訂正

上記(1) ウ記載のとおり、「検収書等」の金額と、「請求書」又は「入着 高・出来高調査表」の金額が一致していない工事につき、除染事業に係る売上計 上額を「請求書」又は「入着高・出来高調査表」に記載された金額へと訂正して おります。

i バイノス連結子会社化前

当社がバイノスを連結子会社とする前の平成 25 年 9 月期第 2 四半期における除染事業売上高を修正しております。これにより、連結取得時の資産・負債額を訂正するとともに、のれん及び少数株主持分計上額も合わせて訂正しております。

ii バイノス連結子会社化後

当社がバイノスを連結子会社とした後の平成25年9月期第3四半期以後、

各四半期における除染事業に係る売上高を訂正しております。

イ バイノス売上原価・受注損失引当金・未成工事支出金の計上

アにおいて訂正した除染事業に係る売上高と売上原価が対応するよう、売上原 価の訂正を行っております。また、当該訂正により発生する未成工事支出金につ き、計上額の妥当性を検討した上で所定の訂正を行っております。

i 未成工事支出金の計上

アにおいて除染事業に係る売上高を訂正した結果、工事原価が売上高に先がけて計上されていると認められるものについては、未成工事支出金を計上する修正を行うことで、売上高と売上原価を対応させるようにしております。

ii 受注損失引当金の計上

期末及び四半期末時点において継続中の案件のうち赤字が見込まれるものについて、当該案件に係る将来の損失見込額を受注損失引当金として計上しております。

ウ バイノス関連資産の評価

i バイノス保有固定資産の減損処理

ア・イの修正を考慮すると、平成 25 年9月期末時点においてバイノスは単体財務諸表ベースで債務超過状態となることから、バイノスが保有する固定資産 (機械装置、車両運搬具、工具器具備品等)に対し、減損損失を計上しております。

また、当社連結決算上もバイノスの属する「環境メンテナンス」セグメント において、バイノス単体で計上した減損損失を計上しております。

ii バイノス向け投融資の評価

iに記載した通り、一連の修正仕訳考慮後において、バイノスの単体財務諸 表は債務超過状態となっております。そのため、当社の保有するバイノス向け 投融資(子会社株式、関係会社貸付金)に対して、減損処理もしくは貸倒引当 金の計上を行っております。

iii バイノスに対するのれんの減損処理

ii と同様、バイノスが債務超過状態となるため、バイノス連結取得時に当社が連結決算上認識した「のれん」についても、減損処理を行っております。

エ その他

ア〜ウに記載した修正処理に伴い、関連する事項を修正しております。

(3) 不適正開示の原因となった行為への全関係者の関与状況

① G氏及びD氏

バイノスにおける不適正な売上計上は、当時、同社の代表取締役であったG氏と、当時、当社管理部経理グループ・シニアマネージャーであり、当社からバイノスに派遣された取締役であるD氏によって主導されたものでした。

② A氏

当社代表取締役であり、バイノスの取締役であるA氏は、バイノスの個々の現場や受注案件等を把握しておらず、本件不適正な売上計上を認識又は関与していた事実は確認されませんでした。

③ B氏

当社取締役管理部長でありバイノス取締役であるB氏は、当社の関係会社管理を行う部署の統括責任者であり、D氏の直属の上司にあたることから、本件について管理監督責任を免れませんが、同氏がバイノスの不適正な売上計上を認識し、又は関与していた事実は確認されませんでした。

④ C氏

当社取締役加盟店サポート部長兼バイノス取締役C氏は、バイノスにおいて主として人工、車両、工具備品の調達及び下請調整等の業務を担当しており、経理処理には関わっておらず、C氏が本件バイノス案件に係る不適正な売上計上について命令又は指示する等の関与は認められませんでした。

しかしながら、C氏の認識に関し、D氏からC氏宛に送信された平成 26 年 2 月 17 日付 email には、売上の先行計上を強く推認させる記載があること、他にも複数の売上の先行計上の事実が強く推認される記載があるメールがC氏を宛先又は CC にして送信されていることからすれば、C氏において、バイノスに係る不適正な売上計上の事実を認識していたと言わざるを得ないと認められました。

⑤ E氏

当社管理部法務グループ・マネージャー兼バイノス取締役E氏は、バイノスにおいて 下請業者との契約や労務管理等に従事しており、経理処理や工区の進捗管理には関与し ておらず、本件不適正な売上計上を認識又は関与していた事実は確認されませんでした。

⑥ F氏

当社監査役であるF氏は、平成25年2月26日からバイノス監査役を兼務しておりますが、監査内容としては取締役会で報告された事項につき適法性及び妥当性の監査を行うのみで、バイノスの会計処理についての計画監査や実査は行っておらず、本件不適正な売上計上を認識し、又は認識し得た事実は確認されませんでした。

⑦ H氏

バイノス元管理担当取締役H氏は、当社の子会社化以前は監査役、子会社化後は管理 担当取締役であり、「D市I工区」の出来高管理の担当者でした。H氏は、子会社化直 後の平成 25 年 3 月度の売上計上の際に、D氏の予定する売上計上額に足りないため、 D氏より指示を受け、4 月の作業予定分を含めて 3 月度に追加し、その売上追加データ をD氏に報告するなど、子会社化直後からバイノスの売上の先行計上に関与しており、 本件不適正な売上計上を認識し、関与していた事実が確認されました。

⑧ I氏

I氏は、JBR管理部経理グループよりバイノスの管理部に出向し、K市の案件に関する出来高管理の担当者として、出来高の進捗を管理し毎月の出来高を取りまとめ、D氏に報告していました。I氏は、平成25年9月度において明らかに除染作業が終了していない状況であったにもかかわらず、G氏及びD氏からの一括計上の指示により、実際の月次出来高と合致しない検収書を作成しました。

また、I氏は、平成 26 年 3 月の当社内部監査室による内部監査の際、D氏の指示により、11 月度の検収書、11 月度出来高明細書と合計額が一致し、他方でサンプル抽出された作業報告書とも整合する虚偽の内容の全体案件管理表を作成しました。

I氏は、上司であるD氏の指示に従ったものですが、本件不適正な売上計上を認識し、 関与しておりました。

(4) 原因となった行為にかかる認識、目的、動機等

(3) 不適正開示の原因となった行為への全関係者の関与状況に記載のとおり、バイノスにおける不適正な会計処理は、G氏及びD氏によって主導されたものであります。

G氏は、バイノスの創業者として、発注者との間で営業的な信頼関係を構築し、除染業務にかかる取引を開始し、バイノスの除染事業を立ち上げた人物です。

バイノスの除染事業は、下請業者への支払が先行するため、G氏は当社にバイノスの資金繰りの支援を依頼し、バイノスは当社の投融資を受けていました。また、当社による子会社化以降もバイノスは当社から多額の借入を行っていました。つまり、バイノスの資金繰りは当社からの融資に大きく依存していた実態があり、バイノスの売上計画を含む利益計画の達成如何は、当社の与信判断に影響することから、バイノスの売上計画に大きな齟齬が生じれば、G氏は責任を追及される立場にありました。

他方、D氏は、当社管理部経理グループ・シニアマネージャーであり、当社からバイノスに派遣された取締役であって、実務的にバイノスの管理業務の責任者でした。

D氏は、G氏にヒアリングし、G氏が提示した受注見込のロードマップをもとにバイノスの月次収支を数値的に取りまとめていました。平成 25 年9月期予算であるバイノスの売上計画はG氏から受ける情報に依拠して作成されたものであり、バイノスに関与して間もなく、除染事業の実態に精通しているとはいえないD氏は、G氏の提示する受注見込の受注確度・受注時期に客観的な検証を加えることができず、G氏の認識と説明に依拠して売上計画を作成していました。D氏は、こうしたバイノスの売上計画をもと

に、毎月、月次の予算と実績の対比の数値報告を主に当社取締役管理部長であるB氏らに報告しており、バイノスの売上計画に大きな齟齬が生じれば、バイノスを実務的に担当する取締役として責任を追及される立場にありました。

本件売上計上処理は、そのような背景のもと、G氏及びD氏の両名により実行されたものです。すなわち、G氏及びD氏の両名が、バイノスの売上計画に大きな齟齬が生じないよう、実際の月次出来高と合致していないことを認識しながら、D氏において毎月の売上計上額の目安を決定し、「検収書等」を作成し、または他の職員に作成させた上で、G氏において「検収書等」に発注者の所長らから捺印を受け、D氏から経理担当者に「検収書等」に依拠した売上の先行計上を指示したことにより、不適正な売上計上を開始するようになったものです。

バイノスでは、平成 25 年 3 月以降、実際の月次出来高と合致しない「検収書等」に基づいて売上計上がなされ、また、管理担当取締役であったH氏が突然退任したことに伴い、平成 25 年 5 月から 6 月にかけて、D市 I 工区案件における請求業務の混乱があったことを契機に、根拠のない多額の売上の先行計上が行われるようになりました。さらに、7 月以降では、除染現場の作業員の確保ができない状況から受注を逃したことなどもあり、バイノスの売上計画の大幅な未達が明らかな状況となっておりました。少なくとも、当社の経理部門に属するD氏においては、平成 25 年 9 月期のバイノス株式の減損やバイノスへの貸付金の引当金計上等も意識せざるを得ない状況となっており、G氏も、当社によるバイノスへの貸付を継続させるためには大幅な売上計画の未達は回避したい状況にあったと推認されます。そのため、平成 25 年 9 月期決算で大規模な売上の先行計上を行い、引き続き平成 26 年 9 月期第 1 四半期(平成 25 年 12 月期)決算においても不適正な売上計上に及んだものと認識しております。

なお、当社では、平成 25 年 11 月 18 日開催の取締役会決議によって、自己株式の処分及び当社株式の売出しを行っておりますが、バイノスの業績が、結果として当社の株価等に影響を与えた可能性は否定できないものの、G氏及びD氏を含む関係者において、当社の自己株式の処分等が不適正な売上計上の動機になっていたとの事実は確認されておりません。

Ⅱ. 改善措置

1. 不適正開示の発生原因の分析

(1) 子会社に対する管理体制の不十分性

当社は、関係会社管理規程に基づき、管理部内に関係会社管理グループを設置し、 関係会社管理の総責任者としてB氏を管理担当取締役に任命しておりました。同規程 では、当社管理部長が月次の営業概要及び試算表、決算内容、重要な契約の締結、解 消、変更等の重要事項について、関係会社からの報告を求め、検討の上、関連ある各 部長にその内容を通知するものとなっており、関係会社の管理業務は、管理部関係会 社管理グループ所管とされております。

バイノスに対しても、関係会社管理規程に則って管理部関係会社管理グループにおける管理を実施していたほか、当社により子会社化された平成 25 年 3 月以降の業容の急拡大に比して人材が不足していた同社に対しては、さらに役員の派遣、従業員の派遣、監査役の派遣、内部監査室による内部監査の実施、バイノスの代表取締役及び管理担当取締役を当社グループ会議に出席させる等の管理体制を構築しておりました。また、前述のとおり、バイノスが連結子会社として J-SOX 監査の対象となることから、会計監査人 TM との間でも平成 25 年 5 月 22 日付で業務委託契約を締結したほか、バイノスにおいても当社グループ企業行動基準及びコンプライアンスガイドラインを適用し、内部通報制度運用規程を制定するなど内部管理体制の構築に努めておりました。

しかしながら、積極的な企業買収等により当社の関係会社が急速に拡大していたのに対し、管理部関係会社管理グループは、マネージャー1名のみの体制のままであり、人員不足の状態でありました。また、管理部関係会社グループでは、3か月に1回、関係会社から財務状況の報告を受けてそれを取りまとめるほか、関係会社の人事を把握し名簿管理を行う等の業務を中心に行っており、関係会社からの報告数値を検証することはルール化していなかったため実施されていませんでした。さらに、内部通報制度運用規程についても、周知が十分であったとはいえず、当社による関係会社管理に不徹底な点があったことは否めません。

また、当社の取締役管理部長兼バイノスの取締役であり、平成 25 年6月に前任者が突然退職したことに伴いバイノスにおいても組織上の管理部長となったB氏は、平成 25 年5月の会計監査人 TM との業務フローにおける内部統制に関する打合せに同席し、月次の出来高の確定を含む適正な売上計上の方法について発言し、当初のリスク・コントロール・マトリックス(以下、「RCM」といいます。) を確定させるために行われた同年9月3日開催の社内打合せ及び翌4日の会計監査人 TM との打合せ等に出席し、当初の RCM の確定作業へも参加するなど、バイノスの内部統制の構築に寄与しておりました。一方、本来は、バイノスの管理担当取締役から当社管理担当取締役に月次決算についての正確な報告がなされるべきところ、バイノスの管理担当取締役兼管理部長と当社管理担当取締役はB氏が兼務しており、さらに実質的にバイノス

の管理業務を掌握していたD氏の権限と職責が明らかでなく、また、D氏からB氏への報告決裁体制がルール化されておらず、適切でなかったこと、B氏においてバイノスの業務管理、特にG氏及びD氏の職務執行の詳細な確認が不足していたことが不適正な売上計上の発覚を遅らせた原因となりました。

(2) 不適正な売上計上の発生原因及びその発見を遅らせた諸要因

バイノスでは、当社の子会社となった平成 25 年 3 月以降、当社内部監査室が主導 して、会計監査人 TM の協力を得ながら業務フロー及び RCM の作成を行いました。

売上計上に関して、当初の RCM では「〇月度出来高明細」並びに「入着高・出来高調査表」、「請求書」の3つの証憑の一致を確認すると定められていましたが、「入着高・出来高調査表」「請求書」は、当社の月次の締め(毎月 14 日前後)に間に合わないため、平成25年9月期の RCM は、毎月10日までに「出来高明細書」を作成し、発注者と作業数量の照合を行い「検収書」を受領する、その後15 日から20 日頃に「請求書」のエビデンスとして「入着高・出来高調査表」を入手すると、月次締め後であるにも関わらず、「出来高明細書」ならびに「入着高・出来高調査表」「請求書」を基に売上計上するとの矛盾がありました。

こうした状況を受け、G氏、H氏及びD氏は、会計監査人 TM の指導を得ながら、「出来高明細書」に基づき「検収書等」に押印をもらった上で、これらを証憑として売上計上をする運用を開始しました。

当初の RCM に上記のような当社の会計処理との矛盾があったこと、及び当該矛盾により、RCM と乖離して「出来高明細書」「検収書」が不適切に運用されることが原因となったと考えられます。

さらに、バイノスにおいては平成 26 年 2 月 26 日に RCM を一部変更し、売上計上に関して、変更前の RCM では「〇月度出来高明細」並びに「入着高・出来高調査表」、「請求書」の3つの証憑の一致を確認するという取扱いだったところ、変更後 RCM では、「〇月度出来高明細」並びに「検収書」を基に売上入力を行うこととされ、「入着高・出来高調査表」「請求書」が照合する対象から除外されました。

この変更の理由は、D氏の「運用実態に合わせるもの」との説明に基づくものでしたが、「検収書等」の内容が実際のバイノスの出来高を適正に反映したものではない場合が多数あったことからすると、「入着高・出来高調査表」「請求書」を照合する対象から除外したことは適切とはいえず、この不適切な RCM の変更が不適正な売上計上の発見を遅らせた原因となったと考えられます。

また、当初の RCM の作成にかかる打合せの中では、「〇月度 出来高明細」と「入着高・出来高調査表」又は「請求書」との間には差異がないことが前提とされていましたが、5%以上のずれが生じた場合には、その原因を確認する旨の方針が出されており、この方針どおりに確認がなされていれば、本件不適正な会計処理を早期に発見できたものと思われます。一方で、B氏は、実務面において、仕訳伝票等の管理部長印の捺印が必要な書類について、D氏がB氏名義の印鑑の捺印代行の確認の連絡を行

っても、その詳細を確認することなく承認していた事実も、不適正な売上計上の発見 を遅らせた原因のひとつと考えられます。

(3) 新規事業に対する事前調査及び着手後のリスクコントロール制度の不備

除染事業は、事業自体が新しいものであり、当社が従来から行ってきている生活トラブル解決サービスその他の事業とは全く異質の事業といえ、収支構造やビジネスリスクを予想することが困難でした。

また、バイノスの事業計画は、受注予測を積み上げて作成されてはいるものの、実際に受注できるかどうかは、受注確度は勿論のこと、バイノス側で作業を行うために必要な人材、車両を採算ベースに乗せる価格で調達できるか否かも極めて重要といえます。ところが、当社がバイノスに資本参加する段階では、バイノスとしても除染業務がスタートしてまだ数か月の段階で業務量も多くなく、急速に業容を拡大させていく場合のビジネスリスクは非常に不透明なものでした。

当社は、バイノスへの出資に際し、財務及び法務の買収監査を実施していますが、 ビジネスデューデリジェンスは実施しておらず、一つの現場が終了する夏頃まではビ ジネスモデルを把握、確立させることができない状態でありました。

その結果、バイノスの売上計画は創業者であるG氏から受ける情報に依拠して作成され、G氏の提示する受注見込みの受注確度・受注時期に客観的な検証を加えることができませんでした。

当社として、新規事業あるいは異業種へ参入する際、当該ビジネスについて、事前 あるいは早期に、かつ慎重にビジネスモデルやビジネスリスクを把握する体制が講じ られていれば、今回の不適正な売上計上についても、そもそもの売上計画作成の段階 でビジネスリスクを見越した検証を加えることにより、予防あるいはより早い段階で 発見できたと考えられます。

(4) バイノス代表取締役G氏への過度の依存

バイノスの代表取締役であったG氏は、バイノスの創業者として、発注者との間で営業的な信頼関係を構築し、除染業務にかかる取引を開始し、バイノスの除染事業を立ち上げた人物です。G氏は、発注者であるX社及びY社との交渉を一手に引き受けて、受注もG氏がX社及びY社の現場工事事務所所長と交渉しており、バイノスの除染事業は専らG氏の営業手腕や人脈に依拠していたといえます。G氏は、過剰ともいえる接待等の営業手法を駆使して現場工事事務所所長との間において親密な関係にあり、現場工事事務所所長とは、発注者の出来高査定前でも、請求書の根拠としない社内資料であれば、「検収書等」に所長印の捺印を得られる関係を築いていました。

当社は、業容の急拡大に比して人材が不足していた同社に対して、役職員の派遣、 従業員の派遣、監査役の派遣を行っておりましたが、除染事業は、事業自体が新しい ものであり、当社が従来から行ってきている生活トラブル解決サービスその他の事業 とは全く異質の事業であったため、当社が派遣した役員及び従業員はバイノスの事業 についての理解が不十分でありました。

その結果、バイノスにおいて、受注段階の発注者との交渉、業務用車両及び機材の調達、売上計画の作成、各工区の進捗管理の各過程において、G氏の判断・決定に依存しすぎた体制となったことから、同氏の主導による本件不適正な売上計上を阻止できなかったものと考えられます。

(5) 過剰な接待に依存する営業手法

本件では、実態とは異なる内容の「検収書等」や「残高確認書」に、発注者の現場工事事務所所長の印影があることが、不適正な売上計上を可能とし、かつその発見を遅らせた要因となっております。発注者の現場工事事務所所長が何故これら実態と異なる内容の書面へ捺印したのかは定かではありませんが、前述のとおりバイノスにおけるG氏の接待交際費は極めて多額に上っており、G氏が一部社内規程における許容額を超えて接待交際費を使用したうえ、恣意的に請求書を分割して1回の接待交際費の額を少額に見せかける等の手法を駆使することにより規程違反の発覚を免れていた事実も確認されていることから、G氏による過剰な接待に依存した営業手法が不適正な売上計上の誘因となったものと思われます。

(6) 内部監査体制の不十分性

本件において当社内部監査室の行った RCM に基づく監査自体は不適切であったとはいえないものの、権限者が意図的に虚偽の事実の説明を行い、また虚偽の資料を提出したため、結果的には適切でない内容に RCM が変更され、限られた内部監査室の人員によっては不適正な売上計上の発見が困難でありました。

変更前の RCM に基づき売上計上の適正性を監査していれば、もしくは内部監査室のスタッフがより充実し、監査対象のサンプル件数を増やすことができていれば、より早期に不適正な会計処理を発見できた可能性があります。

(7) 当社グループにおけるコンプライアンス意識の不足

本件は、子会社の社長であるG氏と子会社の業務管理の職責を担う者として当社から派遣された取締役であるD氏により引き起こされた事件であること、D氏の上司でありかつバイノスの業務の管理監督の責任者であるB氏において、バイノスの内部統制構築に取り組んでいた一方、管理実務をD氏に一任して業務執行状況の詳細を把握していなかったことから不適正な売上計上の発見が遅れたこと、当社から派遣された取締役であるC氏において、D氏から送信されたメールにより不適正な売上計上の事実を認識していたにも関わらず、漫然と放置していたことなど、当社グループ全体のコンプライアンス上、重大な問題であると認識しております。

当社は、グループ企業行動基準、コンプライアンスガイドライン等を制定し、役職 員及び従業員への説明も行っておりましたが、本件のような不適正な売上計上がなさ れた事実に鑑みれば十分とはいえず、本件不適正な売上計上に関与した者、及びこれ を認識し又は認識し得たにも関わらず防止できなかった者にコンプライアンス意識に 欠ける点があったといわざるを得ません。

(8) 当社取締役会及びバイノスの取締役、取締役会における機能不全

当社の取締役会には、バイノスを含む関係会社において、不正の早期是正が可能な内部統制制度を整える責任があります。しかしながら、当社やバイノスの取締役会は、例えば、売上等の会計評価を要する事項について、主体的に情報収集や問題点の評価・検討を行わなくても、何か問題があれば会計監査人 TM がそれを問題視するだろうと考えており、上場会社及びそのグループ会社の経営陣としての自覚に欠ける状況にあったことは否めません。

不正を起こさない又は不正の早期是正を可能とするために、取締役及び取締役会は 自ら適切に不正リスクを認識・評価する責任があるにもかかわらず、当社の取締役会 及びバイノスの取締役、取締役会は、自ら適切に不正リスクを認識・評価する責任を 怠っていたといわざるを得ず、この点において当社の取締役会及びバイノスの取締役、 取締役会は機能不全に陥っていたと考えられます。

2. 再発防止に向けた改善措置 (実施済みのものを含む)

(1) 子会社の管理体制の見直し

① 子会社の管理体制の見直し(Ⅱ.1.(1)に対応)

子会社に役職員を派遣する場合には、派遣先企業における職責を明確にするとともに、子会社内及び当社と子会社との間において必要な報告・決裁が、確実になされるような体制を再構築いたします。現在、子会社に派遣されている役職員に関しては、本年8月末までに職責、権限を明記して通知し、関係会社からの月次報告は、従前、各関係会社の経理担当者が直接、管理部関係会社管理グループに報告を行っておりましたが、今後は当社から派遣している各役員が査閲し、十分に検証した上、管理部関係会社管理グループに報告を行うとともに、管理部関係会社管理グループにおいて報告内容検証のためのマニュアルを整備し、検証の結果、異常値や懸念事項を発見した場合には、当社取締役管理部長に報告を行います。異常値の発見や懸念事項等については、それらの問題の早期発見を図り、当該会社及び当社内関係各署に別途ヒアリングを進めるとともに、必要に応じてリスク管理委員会及び内部監査室と連携し、当社取締役会による迅速な判断を仰げるよう体制を構築しており、本年9月より運用を開始いたします。

さらに、関係会社の管理体制拡充のため、管理部関係会社管理グループに新た に2名を配置し、3名体制といたします(1名平成26年6月23日付採用済。1 名新規募集中)。

通常業務を遂行するうえでの関係会社からの相談窓口につきましては、従前より管理部関係会社管理グループが窓口となり、関係する部門の長と協議のうえ、 適切な助言又は指導を行っておりましたが、関係会社に派遣されている社員が当 社役員に個人的に相談するなど一部曖昧であった窓口を管理部関係会社管理グループに一本化し、一層明確化いたしました。加えて、関係会社の管理担当者と当社管理部間の報告決裁体制が明確にルール化されていなかったことに鑑み、関係会社における当社取締役会の承認を要する事項につきましては、関係会社の管理担当取締役から、随時、管理部関係会社管理グループを通じて上程するよう、本年9月より運用を開始いたします。

当社取締役管理部長は自身が取締役である場合を除き、子会社・関係会社の取締役会に出席しておりませんでしたが、今後、子会社の取締役会についてはすべてオブザーバーとして出席し、持分法適用関連会社の取締役会については、管理部関係会社管理グループ員を出席させ、計数管理とともに関係会社のガバナンスの確認と指導を適宜実施いたします。

また、当社が制定している内部通報制度運用内規についても、内部通報制度を 有効に機能させるため、当社のみならず、当社グループの役職員に対しても、そ の内容を十分に説明し、周知徹底を図ってまいります。

② バイノスの人員体制の刷新(II.1.(4)及び(8)に対応)

今回の事態の重要性を厳粛に受け止め、バイノスの役員につき、委嘱・担当業務・同従事期間等も含め、第三者委員会の指摘事項への関与・責任の度合いを総合的に勘案して、バイノスの役員を以下のとおり刷新いたします。

ア 取締役及び監査役の辞任

本件不適正な売上計上を主導した取締役(当時代表取締役)であるG氏は、 平成26年7月23日付で代表取締役を辞任し、代表権を返上した後、平成26年8月7日付で取締役の辞任届を提出しており、平成26年8月25日開催予定の臨時株主総会(以下、「臨時株主総会」といいます。)における新任取締役の選任をもって、取締役を辞任いたします。

なお、今般、バイノスの共同事業者としてX社が選定された環境省による除 染技術実証事業、X社とともに採択事業として選定された経済産業省による汚 染処理対策技術検証事業及びX社とともに採択事業者として選定された経済産 業省による海水浄化技術検証事業に関しては、バイノスがG氏と業務委託契約 を締結し、同氏の技術的助言を得ながら継続して実行してまいります。

また、取締役であるC氏及びD氏は、臨時株主総会における新任取締役の選任をもって、それぞれ取締役を辞任いたします。

また、監査役であるF氏は、臨時株主総会における新任監査役の選任をもって、監査役を辞任いたします。

イ 新任取締役及び新任監査役の選任

バイノスにおける臨時株主総会において、新たに技術担当取締役(社外取締役)、工事担当取締役、営業担当取締役、管理担当取締役(社外取締役)をそれぞれ選任いたします。

このうち、管理担当取締役を除いた取締役3名につきましてはバイノスの専任となります。

選任予定の取締役候補者の属性等は、以下のとおりです。

- ・営業担当取締役選任予定者…大手百貨店勤務において培った交渉のノウハウをもって、当社によるバイノスへの出資当初から数々の除染現場にて現場管理業務を担当し、X社の工事現場事務所所長からも現場での交渉手法について手ほどきを受け、建築土木の営業について経験を重ねる等、現場管理及び営業にも精通しております。
- ・技術担当取締役選任予定者…大手石油メーカーにおいて技術者として一貫 して化学プラントの設計・運転を担当し同社 において技術開発・企画全般を統括。平成26 年4月よりバイノスの技術顧問に就任してお ります。
- ・管理担当取締役選任予定者…複数の会社において 10 年ほど経理業務に携わられており、さまざまな業種での豊富な経験を有しております。
- ・工事担当取締役選任予定者…第一級土木施工管理技士、第二級管工事施工 管理技士、監理技術者(土木、鋼構造物、舗 装)等、多数の資格をもつ経験豊富な現場代 理人であるほか、建設業における経営管理の 経験も有しております。

バイノスにおいて、受注段階の発注者との交渉、業務用車両及び機材の調達、 売上計画の作成、各工区の進捗管理の各過程において、G氏の判断・決定が先 行し、適切な情報が必ずしも取締役会に上程されていなかったかつての状況を 踏まえ、各取締役の担当を細分化し、各担当取締役の責任のもと業務に当たる ことで最終的に取締役会において情報が集約されることを期待しております。

各担当取締役におきましては、その分野における豊富な知見に裏付けられた 適切な管理、助言を行えるものと考えております。

また、新任監査役として、当社常勤監査役を選任いたします。バイノスにおいて、今回の不適正な売上計上の発覚を受け、当社監査役会とより密な連携を とるため、当社常勤監査役がバイノスの監査役会に加わり、バイノスの取締役 会を監視・監督してまいります。

ウ 代表取締役の選定

G氏の代表取締役辞任に伴い、平成 26 年 7 月 23 日付で当社代表取締役であるA氏がバイノスの代表取締役に就任いたしました。

A氏は、本件を極めて重く受け止めており、自ら先頭に立ってバイノスの経営体制の刷新と取締役会の活性化を図り、再発防止に向けた取り組みを一層加速させてまいります。

なお、A氏のバイノス代表取締役兼務は、本年 12 月末の定時株主総会まで を目処としており、同時期までに今回新任した取締役又は外部の優秀な人材の 中から最適者を選定し、バイノスの経営体制の強化を図る予定です。

(2) 適切な業務手順の確定及び運用(Ⅱ.1.(2)に対応)

バイノスに係る環境メンテナンス事業において、従来売上計上に用いていた「検収書」を今後は使用せず、取引先との債権債務が一致する「入着高・出来高調査表」及びそれに基づく「請求書」を証憑とし、また、売上入力は管理部担当者が入力し、管理担当取締役が承認する手続を履行したうえでの売上計上を徹底すべく別紙2のとおりフローチャートの見直しを行いました。平成25年2月のバイノス子会社化より過年度訂正し、以後継続して決算期ごとに検証を実施しております。

なお、変更前の RCM では出来高明細書を売上計上の証憑としておりましたが、出来 高明細書はバイノス内で日次の工事の進捗を管理する資料であって、発注元が確認し た進捗率に応じて作成する「入着高・出来高調査表」とは金額が一致しないことから、 売上計上書類からは除外いたしました。ただし、今後も「出来高明細書」は社内管理 資料として作成し、「入着高・出来高調査表」と大きく齟齬がある場合には、経理担 当者がただちに工事部及び工事担当取締役に報告し、発注者に確認を求めるとともに、 管理担当取締役に対しても報告する運用を実施しております。

(3) 新規事業に対する事前調査及び着手後のリスクコントロール制度の整備(Ⅱ.1. (3) に対応)

リスク管理委員会は従前、主として当社グループ全体のリスクについて、審議・検討を行ってまいりましたが、今後はそれらに加えて、翌月の当社取締役会において付議予定の新規の投融資を含む資本提携及び新規事業に係る業務提携等の個別具体的なリスクについて、取締役会に先立って、リスクカテゴリー、管理すべき各種リスクの定義及び管理手法を記載したリスク分類表に基づくスクリーニング等の手法を用いたリスクの洗い出しを行うことといたします。

リスク管理委員会は、当社役員及び各部門の長等を構成員とし、会議体として、リスクの洗い出しを行い、リスク管理委員会で識別されたリスクを網羅的に取締役会に報告するとともに、取締役会において当該リスクを評価いたします。

出資を伴い、かつ異業種のような新規事業へ参入する場合については、管理部関係会社管理グループを主管とし、出資を伴わない場合には、事業の類似性やアライアンス等を総合的に鑑み、最も適した既存部署が主管となります。

また、従前より実施の財務及び法務の買収監査に加えて、異業種のような新規事業 へ参入する場合は外部のビジネスデューデリジェンスも実施し、当該事業のビジネス リスクを把握し、当社取締役会に上程します。

今後、子会社等における売上計画は、取引先又は顧客等の動向を多角的に調査した 上、業務の担当者が作成し、当該業務を主管する取締役、経理担当者、管理担当取締 役がそれぞれ独立して検証し、当社は、子会社等の管理担当取締役にヒアリングを行 い、子会社等にとって、無理のない売上計画であるか等の検証を当社として行ってま いります。

(4) 過剰な接待に依存する営業手法の禁止(Ⅱ.1.(5)に対応)

バイノスにおける接待交際費に関する社内規程の見直しを行いました。従来同社役員の一部に付与されていた特別な交際費枠を撤廃し、平成26年4月より親会社である当社の基準に準じて、飲食に係る交際費の上限を全役員一律1回20万円までとし、過剰な接待に依存する営業手法を禁止いたしました。

また、G氏において、恣意的に請求書を分割して1回の接待交際費の額を少額に見せかける等の手法により規程違反の発覚を免れていた事実を踏まえ、接待交際費の経費申請に際しては、請求書、経費精算書及び領収書等を受領した経理担当者が参加者、日付、利用場所等関係者へのヒアリングを行い、事実関係を把握すべく整合性を厳格にチェックしてまいります。

なお、当社におきましては、従前からの基準を今後も遵守し、子会社(関係会社) 役員に対しても周知徹底し、適切な営業手法を一層推進してまいります。

(5) 監査役会室の設置及び内部監査室の拡充(Ⅱ.1.(2)及び(6)に対応) 監査役会の直下組織として2名体制で監査役会室を新設いたしました。

内部監査室は当社及び当社関係会社の組織運営、業務管理全般の内部統制制度を監査し、監査役会室は各関係会社の個別の監査役監査業務を担います。従前行っていた当社監査役による関係会社の監査役の兼務は原則として取りやめ、新設の監査役会の下部組織である監査役会室員が関係会社の監査役に就任し権限を委譲することで、関係会社への監査をより強化してまいります。なお、例外として、バイノスについては、本件不適正な会計処理の発覚を受け、当社常勤監査役が監査役に就任するほか、当社常勤監査役が従前から監査役を兼務している当社の連結子会社1社についても、来年6月開催予定の同社の定時株主総会までの間、引き続き、その職を務めてまいります。以上により、監査役会は専ら当社単体の監査及び当社グループの連結監査を担うことで、監査範囲の分掌を明確化し、監査体制を強化してまいります。

さらに、内部監査室の陣容を拡充し、監査時に検証する対象サンプルを増やして不

正や誤謬の早期発見に繋げるため、平成 26 年 6 月 20 日開催の取締役会において、新たに司法書士事務所における登記手続や総務部門におけるプライバシーマーク取得・ 更新の経験等業務経験豊富な人材 1 名の新規採用を決議し、3 名体制といたしました (平成 26 年 7 月 22 日付採用済)。

また、内部監査の手法に関し、当社の内部統制監査においては従来から RCM を基に 監査を進めております。発生件数に応じてサンプル抽出による確認を行っておりまし たが、本件を受け、サンプル件数の増大及び内部監査室からの要請に基づき提出され た資料のみを正とせず、抜き打ちでの監査により資料収集を行う等監査手法を強化す るため、内部監査調書作成マニュアル等の変更をいたしました。今後も更なる内部監 査体制の強化に向けて、適宜変更を加えてまいります。

また、不適切な RCM の変更が実施されたことを踏まえ、RCM を現業部署からの要請 により変更する場合には、何らかの不正の意図を持って要請している可能性を前提と し、変更部分に関する調査を抜き打ちで行う等してまいります。

(6) コンプライアンス意識の徹底(Ⅱ.1.(7) に対応)

9月1日運用開始を目指して現在、当社グループのコンプライアンスの指針となる「コンプライアンス・マニュアル」を策定中であり、コンプライアンス体制を構築するための種々のコンプライアンス・プログラムの導入についても検討しております。当社シニアマネージャー以上及び関係会社の代表取締役と管理担当取締役を中心として開催しております「JBRグループ会議」(年1回以上開催、次回平成 26 年 10 月3日開催予定)におきまして、関係法令の解説やコンプライアンス違反の事例学習等を議題に含めた顧問弁護士による講習も実施しておりましたが、次回の平成 26 年 10 月3日開催予定のグループ会議におきましては、この「コンプライアンス・マニュアル」を教材としての講習会を予定しております。

また、一層の教育機会の拡充のため、対象範囲を当社グループ全役職員に拡大した顧問弁護士によるコンプライアンス研修会を、平成 26 年 7 月 25 日に緊急開催いたしました。当研修会では、従来発表しております「JBR グループ行動基準」の周知徹底のため、全役職員携行用のカードを作成、配布いたしました。経営理念に基づき、当社グループの役員及び従業員が、企業の社会的責任を深く自覚し、法律・法令や社会的規範を遵守するだけでなく、高い倫理観に基づき、社会的良識に従って行動することが当社グループの健全な発展に不可欠との認識の下に、日常の業務遂行において遵守するべき基本事項を定めたものであり、常に携行することにより、今後、更なるコンプライアンス意識の醸成につとめてまいります。

加えて、監査及び管理部門におけるコンプライアンスの拡充のため、監査役会室、 内部監査室、管理部法務グループ、管理部人事総務グループ及び管理部関係会社管理 グループ所属の社員 10 名が、平成 26 年 7 月よりコンプライアンスオフィサー・アド バイザー資格取得に向けた通信教育の受講を開始しております。

さらに、当社グループ役職員に対し、従前より実施してまいりました年1回の日本

取引所自主規制法人による「インサイダー取引防止の徹底に向けた出張セミナー」 (平成 26 年8月5日開催済)、及び「プライバシーマーク定期教育セミナー」(平成 26 年7月23日開催済)を今後も継続的に実施いたします。

(7) 当社取締役会の活性化(Ⅱ.1.(8)に対応)

当社は、これまで社外取締役の選任の実績がありませんでしたが、本年 12 月末の当社定時株主総会において、コンプライアンスに精通し、会計及びガバナンスについても卓越した能力のある人材を社外取締役として招聘し、取締役会の一層のガバナンスの確立を目指すとともに、当社取締役自らが不正リスクを認識、評価すべく、東京証券取引所開催上場会社向けセミナー・経営層向け研修プログラム等に当社取締役を積極的に参加させる等、取締役の意識改革に努めてまいります。

なお、当社監査役会は、法定の定員を上回る4名で構成されており、公認会計士2 名、税理士1名の専門家を含んでいるところ、監査役がこれまで以上に積極的に取締 役会に出席、発言することにより、取締役会のさらなる活性化を図ってまいります。

3. 改善措置の実施スケジュール

すでに実施済みの改善策及び今後実施する改善措置については、別紙3の改善措置の 実施スケジュールをご参照ください。

Ⅲ. 不適正な情報開示等が投資家及び証券市場に与えた影響についての認識

このたびの当社の不適切な会計処理により、過年度の決算数値を訂正する事態となり、 株主、投資家の皆様をはじめとする関係者各位に多大なご迷惑とご心配をおかけするとと もに、株式市場の信頼を損ねる結果となったことについて、上場企業として重大な責任を 痛感し、深くお詫び申し上げます。

当社といたしましては、かかる事態を真摯に受け止め、今後、二度とこのような不適正な情報開示を行うことがないよう、本報告書においてお約束いたしました再発防止策をグループー丸となって確実に実行し、関係各位及び証券市場の信頼回復に向け鋭意努力する所存でございます。

以上

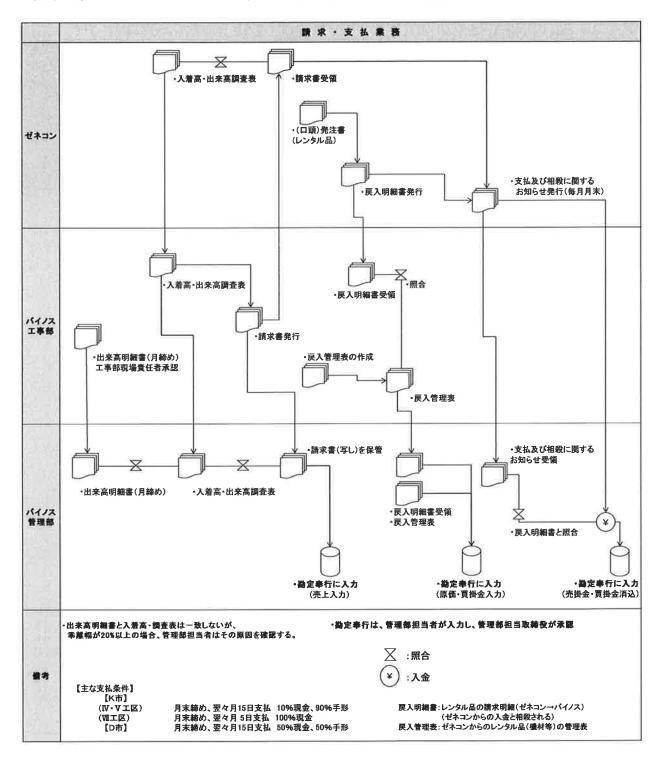
(単位:千円)

1 to be		連結					
期間	項目	訂正前 (A)	訂正後 (B)	影響額 (B-A)	変動率 (B/A-1)		
	売上高	4, 536, 115	4, 536, 115	-	=		
	営業利益	450, 327	450, 327	:=	: **		
平成25年 9月期	経常利益	415, 084	415, 084	==	_		
第2四半期	四半期純利益	302, 664	302, 664	_			
	純資産額	2, 760, 518	2, 747, 314	△13, 203	△0.5%		
	総資産額	10, 666, 776	10, 653, 573	△13, 203	△0.1%		
	売上高	7, 728, 281	7, 251, 391	△476, 889	△6.2%		
	営業利益	699, 163	459, 466	△239, 697	△34. 3%		
平成25年 9月期	経常利益	684, 259	444, 562	△239, 697	△35. 0%		
第3四半期	四半期純利益	394, 588	233, 120	△161, 467	△40. 9%		
	純資産額	2, 798, 802	2, 545, 901	△252, 900	△9.0%		
	総資産額	11, 218, 229	10, 960, 273	△257, 955	△2. 3%		
	売上高	10, 673, 216	10, 405, 367	△267, 848	△2. 5%		
	営業利益	737, 622	189, 578	△548, 044	△74. 3%		
平成25年 9月期	経常利益	689, 980	141, 936	△548, 044	△79. 4%		
通期	当期純利益	382, 086	△486, 252	△868, 339	-		
	純資産額	2, 897, 025	1, 968, 349	△928, 675	△32. 1%		
	総資産額	12, 422, 959	11, 767, 138	△655, 820	△5.3%		
	売上高	2, 959, 256	2, 545, 966	△413, 290	△14.0%		
	営業利益	45, 038	△201, 120	△246, 158	-		
平成26年	経常利益	22, 840	△223, 318	△246, 158			
9月期第1四半期	四半期純利益	6, 988	△232, 508	△239, 496	-		
	純資産額	6, 570, 740	5, 436, 003	△1, 134, 737	△17.3%		
	総資産額	15, 432, 957	14, 448, 021	△984, 936	△6. 4%		

(単位:千円)

4m HH	7K H	個別						
期間 項目		訂正前 (A) (B)		影響額 (B-A)	変動率 (B/A-1)			
	売上高	6, 498, 628	6, 498, 628	= ;	(=)			
	営業利益	571, 234	571, 234	1	(E)			
平成25年	経常利益	759, 722	217, 484	△542, 237	△71.4%			
9 月期 通期	当期純利益	410, 863	△541, 373	△952, 237	Œ			
	純資産額	1, 938, 788	986, 550	△952, 237	△49.1%			
	総資産額	10, 294, 633	9, 342, 395	△952, 237	△9.2%			

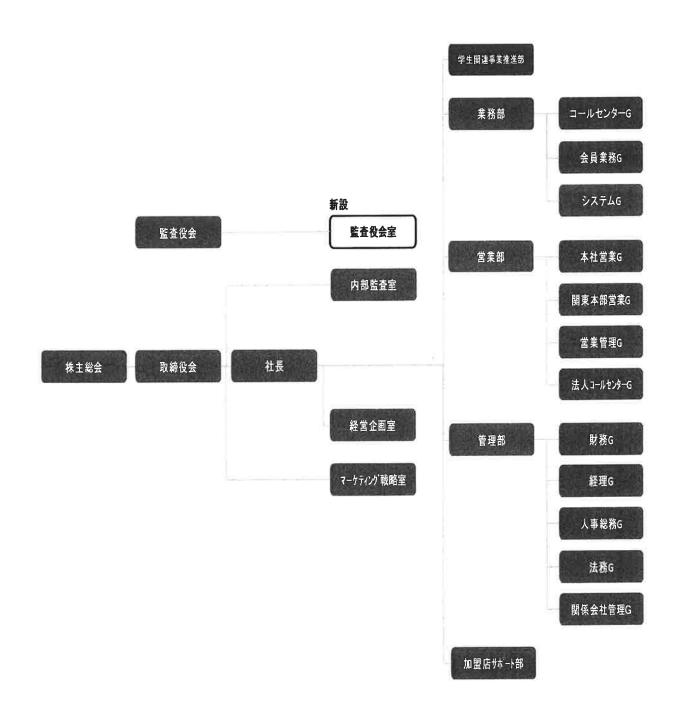
(別紙2) バイノス改正フローチャート (売上計上に関する部分)



(別紙3) 改善措置の実施スケジュール

項目	8月以前	8,9	P.M	10月	11,8	12月	1月	1月以降
(1) 子会社の管理体制の見直し								
・派遣役員の職責の明確化 (グループ内における報告・決意体制の再構築)	平成26年6月 準備開始	文書配布による	運用開始					
・管理部関係会社管理グループの増員(1名⇒3名体制)	平成26年6月 1名採用済	1名新規採用 募集中		-				
・関係会社各社の重要事項についての当社における事前承認	平成26年6月窓口 の一本化通知	文書配布による 周知	運用開始				,	\longrightarrow
・子会社及び関係会社におけるガバナンスの確認・指導の実施			運用開始					-
・バイノスの人員体制の刷新		8月25日臨時株 主総会時に退任				定時株主総会時 に代表取締役を 選定		
・内部通報制度の周知・徹底		文書配布による 周知						
2) 適切な業務手順の確定及び運用								
・バイノスにおける売上計上方法(フロ ーチ ャート)の見直し	平成26年6月 過年度訂正	運用開始						
(3) 新規事業に対する事前調査及び着手後のリスクコントロール制度の整備								
・新規事業及び異業種参入の取締役会への上程プロセスの見直し (新規事業及び異業種参入におけるリスク管理委員会の事前審議)		規程改訂・ 。 運用開始						1
・新規事業あるいは異業種参入時における外部ビジネスデューデリ ジェンスの実施	平成26年6月 運用開始							
(4) 過剰な接待に依存する営業手法の禁止								
-バイノスにおける規程の変更(役員向け特別交際費枠の撤廃)	平成26年6月 改訂済	運用開始		-	-			
・子会社及び関係会社役員への周知撤底	平成26年6月 周知済							
(5) 監査役会室の設置及び内部監査室の拡充								
・監査役会室の設置及び室員の採用(新設、2名体制)	平成26年7月 設置・1名採用済	平成26年8月 1名採用済						
・関係会社監査業務を監査役から監査役会室員へ委譲	平成26年6月 委建開始							平成27年6月
・内部監査室の増員(2名⇒3名体制)	平成26年7月 1名採用済							委譲完了予算
-RCMを基にした内部監査手法の強化	平成26年8月 再確認実施		運用開始				-	
- 内部監査調書作成マニュアルの変更		変更・運用開始						
(6) コンプライアンス意識の徹底								
・「コンプライアンス・マニュアル」の策定		策定作業着手	運用開始					-
・顧問弁護士等による定例「JBRグループ会議」時におけるコンプライアンス講習				10月3日 第12回開催	定期的に実施			ļ
・順問弁護士によるJBRグループ全役職員向けコンプライアンス研修会	平成26年7月25日 実施済				定期的に実施			
・「JBRグループ行動規範」携行用カード作成・配布	平成26年7月 作成·配布済							
 監査・管理部門課員による認定コンプライアンスオフィサー・ アドバイザー資格取得 	平成26年7月 受講開始				受講中			ļ
・日本取引所自主規制法人による「インサイダー取引防止の撤底に向 「ナニ出張セミナー」受験		平成26年8月 5日実施済			定期的に実施			
・「ブライバシーマーク定期教育セミナー」受講	平成26年7月23日 実施済				定期的に実施			
(7) 当社取締役会の活性化					1,			
・当社社外取締役の選任	平成26年7月より 検討開始					定時株主総会に で選任		
・東京証券取引所開催上場会社向けセミナー経営層向け研修プログラム等の積極的受講	平成26年6月 受調勧奨				適宜受課			

(別紙4) 当社組織図 (平成26年8月22日現在)



(注) Gはグループの略であります。